

◎新潟県告示第1515号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上泉地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(8)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦、上泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤内川地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉、弥彦 新潟市西蒲区金池	次の図のとおり	土石流
山吹川地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉、弥彦	次の図のとおり	土石流
北藤内川地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	土石流
泉下山沢地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
飯綱町(3)地区	南魚沼市余川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四十日(1)地区	南魚沼市四十日	次の図のとおり	土石流
四十日(2)地区	南魚沼市四十日	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩ノ又(2)地区	十日町市塩ノ又	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
船坂1地区	十日町市船坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

船坂2地区	十日町市船坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫川地区	十日町市二ツ屋、船坂	次の図のとおり	土石流
新屋敷(1)地区	十日町市新屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新屋敷地区	十日町市新屋敷、本屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本屋敷地区	十日町市新屋敷、本屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下沢川地区	十日町市新屋敷、本屋敷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)